

指標 8.8.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 8.8.1 労働者 100,000 人当たりの致命的及び非致命的な労働災害
(性別、移住状況別)

ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

ゴール 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

定義及び根拠

- 定義
主要産業における年間の労働災害の発生状況を度数率に換算
- 概念
 - 1 労働災害とは、業務遂行中に業務に起因してうけた業務上の災害で、業務上の負傷、疾病、死亡をいう。業務上のものでも、遅発性のもの、通勤災害は除く。
 - 2 度数率とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数をもって、労働災害の発生頻度を表したものの。
- 根拠及び解釈
国際労働統計家会議（ICLS）により、労働災害率の算出方法として決議された指標であるため。

データソース及び収集方法

データソース

厚生労働省「労働災害動向調査」

収集方法

事業所調査（総務省が整備する事業所母集団データベースから無作為に抽出された事業所に対する調査）及び総合工事業調査（労働保険適用台帳から無作為に抽出された有期事業の工事現場に対する調査）による。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

$$\text{度数率} = \text{労働災害による死傷者数} / \text{延べ実労働時間} \times 10^6$$

○ コメントと限界

度数率は、労働災害動向調査の結果として算出されるものであるため、次のようなデータとなる：

- ・労働者 10 万人当たりの指数は算出していない
- ・労働者の性や移住状況は調べていないため、性別や移住状況別のデータはない
- ・あくまで調査対象としている産業や事業所規模等の範囲に該当する事業所等における状況に限定されたデータである

データの詳細集計

事業所調査では産業別、事業所規模別、労働不能程度別、総合工事業調査では工事の種類別、請負金額区分別、労働不能程度別に算出は可能であるが、膨大なデータファイルとなるため、最も代表的な事業所調査の調査産業計、事業所規模 100 人以上、休業 1 日以上の労働災害に関するデータを掲載する。

参考

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/44-23.html>

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

厚生労働省

担当国際機関

国際労働機関（ILO）